

平成27年第10回

美里町農業委員会定例総会議事録

第10回美里町農業委員会定例総会

1 開催日 平成27年9月25日(金)午前9時31分から午前10時40分

2 開催場所 美里町南郷庁舎2階 202会議室

3 出席委員(20名)

1番 佐々木 裕一	2番 佐藤 清	3番 遊佐 恭一
4番 久道 雄悦	5番 伊藤 恵子	6番 後藤 幸太郎
7番 高橋 繁廣	8番 三浦 淳子	9番 伊藤 雄一
10番 大崎 幸信	11番 福田 なほ子	12番 柴山 真二
13番 小野 保裕	14番 邊見 勝寿	15番 鈴木 龍一
16番 鈴木 幸博	17番 我妻 卓美	18番 高橋 建一
19番 大友 重善	20番 渡邊 雅光	

4 欠席委員(なし)

5 報告事項

- 1 使用貸借権の合意解約による通知について
- 2 利用権設定の合意解約による通知について
- 3 非農地証明願について

6 議事

- 第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請の許可について
- 第2号議案 農用地利用集積計画書審議について
- 第3号議案 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について
- 第4号議案 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

7 その他連絡・報告事項

1. 平成27年 9月事業報告について
2. 平成27年10月事業予定について
3. その他

8 農業委員会事務局職員

事務局長 佐藤 吉則
事務次長 菊地 和則

9 会議の概要

事務局	ただいまより平成27年第10回美里町農業委員会総会を開会いたします。 開会に当たりまして、会長より挨拶をいただきます。
会長	(挨拶内容省略)
事務局	ありがとうございました。 議事進行につきましては、美里町農業委員会会議規則第5条によりまして、 会長が議長となり議事を整理するとありますので、会長、よろしくお願 いします。
議長	それでは、これより第10回美里町農業委員会総会を開きます。
議長	本日の出席委員は20名であります。農業委員会に関する法律第21条3 項の規定を満たしておりますので、総会は成立しております。
議長	次第の3番、議事録署名委員の選任でございます。会議規則第15条1項 の規定により議長より2名を議長より指名をいたします。 12番柴山真二委員、13番小野保裕委員のお二人にお願いをいたします。
議長	それでは、次第の4番、報告事項に入ります。 1.使用貸借権の合意解約による通知について、2.利用権設定の合意解約 による通知について、3.非農地証明願について、一括で事務局より報告を いただきます。お願いします。
事務局	報告事項、1、2、3について、議案書に記載のとおり説明を行った。
議長	ありがとうございました。 報告事項の3番、非農地証明願について、9月15日に保全委員会にて現 地の確認調査を実施しております。三浦保全委員長より報告をいただきます。
保全委員長	農地保全委員会は今月から高橋繁廣委員、伊藤雄一委員、渡邊会長、大友 職務代理、そして私、三浦の5名、そして菊地次長の計6名により、9月1 5日、現地調査を行いました。

非農地証明願について、番号9については、現地は中埜地区の で、現在は駐車場として使用されております。転用許可を受けた場所であり、隣接地との境界もはっきりしております。特に問題は見当たらず、現地確認の許可を出すよう事務局に指示しました。

続きまして、番号10について、現地は北浦地区の に位置しております。20年以上畑地として使用されており、隣接地との境界もはっきりしており、特に問題は見当たらず、現地確認の許可を出すよう事務局に指示いたしました。

以上、報告いたします。

議長

ご苦労さまでございました。

以上、報告事項でございましたが、不明なところがあれば再度説明をいたします。ございませんか。大友職務代理、19番。

大友委員

19番、大友です。

転用にかかわらず、面積がみんな細かい面積なんです。でもって、残りの面積は今までどおり契約者がつくって、これだけの分を合意解約のとらえ方で良いのですか。

議長

事務局、この面積、大きい田んぼなんでしょうけれども、この部分だけで、残りは借り人がそのまま耕作し続けるということで解釈していいのかということ。お願いします。

事務局

それでは、19番大友委員の質問にお答えします。

今、質問があったように、残りは従来どおり継続して利用権設定なり、使用貸借をするということでございます。この細かい部分につきましては、県のほうで県道敷として必要な分だけ買収しました。それを今月に入り、ようやく登記のほうが終わりましたので、今回総会に上程いたしました。

以上でございます。

議長

よろしいですか。

大友委員

はい。ありがとうございます。

議長

そのほかございませんか。

(なしとの声あり)

議長

ないようですので、報告事項を終了いたします。

報告事項を終了し、次第の5番、議事に入ります。

5番、議事。第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局

第1号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、農地法第3条第2項各号の照らし合わせにつきましては、今回総会資料と一緒に同封しました農地法第3条調書により全ての農地で該当はしませんが、なおかつお目通しのほうよろしく願います。

また、番号33につきましては、農地保全委員会で現地調査をしておりますので、委員長からの報告をよろしく願います。

以上です。

議長

審議に入る前に、議案番号33番について、保全委員会で現地の確認調査をしておりますので、保全委員長より報告をいただきます。

保全委員長

番号33について、現地は下二郷地区に位置しております。対象用地は2筆で、現況は畑で、現在は野菜が作付されておりました。農地の状態は良好で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

審議をよろしく願います。

議長

はい。ありがとうございます。

それでは、第1号議案について審議に入ります。質問、ご意見ございませんか。18番高橋委員。

高橋委員

この33番と34番の交換なんですけれども、今回同じ面積なんですけれども、幾らぐらいまでは同面積と捉えるんですか。

あと、その現状、それ以上は幾らぐらいだという、その税金のかけ方があるんですけれども、その辺はどうなっているのかをお聞きしたいと思います。

回答をお願いします。

議長

18番高橋委員の質問について、面積の差がどのくらいまでだったら許容範囲なのかという意味だと思いますが。

事務局

18番高橋委員の質問にお答えします。

33番と34番の交換する面積が同じということで、ブラ・マイゼロですので、これは面積が同じという意味では、ちょうどいい交換ということではないかと思います。また、畑と田んぼですけれども、これは農地という部分で同じ扱い、税法上は同じ扱いになります。

一方、どれくらいまでの許容範囲かといいますと、もし税金がかかるという意味でしたらば、20%未満でしたらば等価交換扱いになりますので、税金はかからないというふうになってございます。

以上でございます。

議長

高橋委員よろしいですか。

高橋委員

はい。

議長

そのほか、ありませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということですので、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第1号議案「農地法第3条の規定による許可申請の許可について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でございますので、原案どおり許可といたします。

議長 続まして第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第2号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長 それでは、第2号議案「農用地利用集積計画書審議について」の審議に入ります。

初めに、議案番号232番、233番、236番、238番、239番、240番、241番、242番の8議案について審議をいたします。繰り返します。議案番号232番、233番、236番、238番、239番、240番、241番、242番の8議案について審議をいたします。ご意見ございませんか。

(なしとの声あり)

議長 ないようですので、採決に入ってよろしいですか。

(はいとの声あり)

議長 それでは、議案番号232番、233番、236番、238番、239番、240番、241番、242番の8議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認めます。

議長 続まして、議案番号234番について審議いたしますが、会議規則の規定により18番高橋建一委員の退席を求めます。

議長 休憩をいたします。(10:08)

議長 再開します。(10:08)

議長

議案番号234番について、審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしという声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。議案番号234番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長

休憩をいたします。(10:09)

議長

再開いたします。(10:09)

議長

続きまして、議案番号235番について、審議をいたします。会議規則により8番三浦淳子委員の退席を求めます。

議長

休憩をいたします。(10:10)

議長

再開いたします。(10:11)

議長

議案番号235番について、審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。議案番号235番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成と認めます。

議長 休憩いたします。(10 : 11)

議長 再開いたします。(10 : 11)

議長 続きまして、議案番号237番について審議をいたしますが、会議規則より14番邊見勝寿委員の退席を求めます。

議長 休憩をいたします。(10 : 12)

議長 再開します。(10 : 12)

議長 議案番号237番について、審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長 なしと認め、採決に入ります。議案番号237番に賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩をいたします。(10 : 13)

議長 再開をいたします。(10 : 13)

議長 続きまして、議案番号243番について審議いたしますが、会議規則により17番我妻卓美委員の退席を求めます。

議長 休憩をいたします。(10 : 14)

議長 再開をいたします。(10 : 14)

議長 議案番号243番について、審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長 なしと認め、採決に入ります。議案番号243番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩をいたします。(10:14)

議長 再開をします。(10:15)

議長 続きまして、議案番号244番から250番までの7議案について審議をいたしますが、会議規則により9番伊藤雄一委員の退席を求めます。

議長 休憩をいたします。(10:15)

議長 再開をいたします。(10:15)

議長 議案番号244番から250番までを審議いたしますが、議案番号246番、249番の2議案を除いた5議案について、審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長 なしと認め、採決に入ります。議案番号244番、245番、247番、248番、250番の5議案について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 ありがとうございます。全員賛成と認めます。

議長 続きまして、議案番号246番について審議をいたしますが、会議規則により16番鈴木幸博委員の退席を求めます。

議長 休憩をいたします。(10:15)

議長 再開します。(10:16)

議長 議案番号246番について、審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長 なしと認め、採決に入ります。議案番号246番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩をいたします。(10:16)

議長 再開します。(10:16)

議長 続きまして、議案番号249番について審議をいたしますが、会議規則により1番佐々木裕一委員の退席を求めます。

議長 休憩をいたします。(10:17)

議長 再開します。(10:17)

議長 議案番号249番について、審議をいたします。ご意見、ご質問ございま

せんか。

(なしとの声あり)

議長 なしと認め、採決に入ります。議案番号249番について、賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長 全員賛成と認めます。

議長 休憩をいたします。(10:18)

議長 再開をいたします。(10:18)

議長 以上で、第2号議案「農用地利用集積計画書審議につきまして」は、19議案全て全員賛成でございますので、原案のとおり許可することとし、町長に報告をいたします。

議長 それでは、ここで10時半まで休憩をいたします。(10:18)

議長 再開をいたします。(10:30)

議長 議事の第3号議案「農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。事務局より説明願います。

事務局 第3号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

なお、農地保全委員会で現地調査をしておりますので、委員長からの報告をよろしく願います。

以上です

議長 それでは、保全委員会で現地確認調査を行っております。三浦保全委員長より報告をいただきます。

保全委員長

ご報告申し上げます。

番号 8 について、申請地は二郷地区の に位置しており、転用目的は資材置場の申請です。申請地は、自宅と隣接しており、農地区分については第 3 種農地で、境界もはっきりしており、許可相当と見てまいりました。

番号 9 について、申請地は二郷地区の に位置しており、転用目的は太陽光ソーラーシステムの申請です。農地区分については第 3 種農地で、協会もはっきりしており、許可相当と見てまいりました。

審議のほう、よろしくをお願いします。

議長

ご苦労さまでございました。それでは、第 3 号議案について、審議をいたします。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということでございますので、採決に入ります。第 3 号議案「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でありますので、意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長

続きまして、第 4 号議案「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請の意見決定について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

第 4 号議案について、議案書に記載のとおり説明を行った。

議長

それでは、第 4 号議案、議案番号 2 2 番について、現地確認調査の結果を保全委員会三浦委員長より報告をいただきます。

保全委員長

ご報告申し上げます。

番号 2 1 について、現地は青生地区の に位置しており、転用目的は駐車場及び資材置場です。農地区分については第 3 種農地で、特に問題は

見当たらず、許可相当と見てまいりました。

議案番号22について。現地は北浦地区の に位置しており、転用目的は一般住宅の建築です。農地区分については第2種農地で、特に問題は見当たらず、許可相当と見てまいりました。

審議のほう、よろしくをお願いします。

議長

ご苦労さまでございました。それでは、第4号議案について審議に入ります。ご意見、ご質問ございませんか。

(なしとの声あり)

議長

なしということではよろしゅうございますか。

(はいとの声あり)

議長

それでは、第4号議案「農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について」を採決いたします。賛成の方の挙手を求めます。

(委員全員の挙手を確認)

議長

全員賛成でありますので、意見を付して宮城県知事に進達をいたします。

議長

以上で議事的一切を終了いたします。

議 事 録 署 名

上記、第10回定例総会の議事録に相違なきことを認め署名、捺印する。

平成27年9月25日

会 長

署名委員 12番

署名委員 13番